

みらい教育共創館貸付条件書

(信義誠実の義務)

第1条 国立大学法人大阪教育大学みらい教育共創館オープンラボ貸付細則第7条に規定する使用者（以下「使用者」という。）は、信義を重んじ誠実に本貸付条件書を遵守しなければならない。

(貸付許可物件)

第2条 貸付けを許可する物件は、別紙様式2に記載の物件とする。

(指定する用途及び条件)

第3条 使用者は、前条に規定する物件を別紙様式1に記載した使用目的（以下「使用目的」という。）の用に供しなければならない。

2 火気の取扱いは特に厳重にし、火災予防に対しては、万全の措置を講じなければならない。

3 貸付許可物件は整理整頓し、清潔に保つよう努めなければならない。

4 その他建物の保全上必要な指示事項を厳守しなければならない。

5 許可を受けた範囲以外の場所に出入りしてはいけない。

(貸付許可期間)

第4条 貸付けを許可する期間は、別紙様式2に記載の期間とする。ただし、貸付許可の延長を受けようとするときは、貸付けを許可された期間の満了3ヶ月前までに、別紙様式1により学長に申請しなければならない。延長を許可する期間は、貸付許可期間満了日から3年を限度とするただし、延長許可期間満了後の再申請は可能とする。

(貸付料及び延滞金)

第5条 貸付料は、別紙様式2に記載の金額とし、指定期日までに納入しなければならない。

2 一旦納入された貸付料は、使用者の都合により貸付けを取りやめた場合その他使用者の責に帰すべき事由により、本学が貸付けを取消し又は変更した場合には、返還しない。ただし、本学の都合により貸付けを取消し又は変更した場合は、貸付料の全部又は一部（日割り計算による）を返還する。

3 第1項に規定する期日までに貸付料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、民法に規定する利率で計算した金額を延滞金として支払わなくてはならない。

(貸付料の改定)

第6条 学長は、経済情勢の変動等に基づいて特に必要があると認める場合は、貸付料を改定することができる。

(物件保全義務等)

第7条 使用者は、貸付けを許可した物件を、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 前項に規定する維持保存のための通常必要とする修繕費その他の経費は、使用者の

負担とし、本学に対し、その費用は請求しないものとする。

(危険負担)

第8条 使用者は、貸付許可物件が天災その他使用者の責めに帰することができない事由により滅失又はき損した場合においても、本学に対し損害の賠償を請求することができないものとする。

(不適合責任)

第9条 使用者は、貸付許可後、貸付許可物件に貸付許可の内容に適合しないものがあつた場合においても、契約の解除、貸付料の減額、追完請求又は損害賠償の請求をすることができないものとする。

(貸付け上の制限)

第10条 使用者は、貸付けを許可された期間中、貸付けを許可された物件を使用目的以外に供してはならない。

2 使用者は、貸付けを許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用者は、貸付けを許可された物件について修繕、模様替えその他の行為をしようとする場合、又は使用目的を変更しようとする場合は、事前に書面をもって学長の承認を受けなければならない。

(貸付許可の取消し又は変更)

第11条 学長は、次の各号の一に該当するときは、貸付許可の取消し又は変更をすることができる。

(1) 使用者が許可条件に違背した場合

(2) 本学において貸付許可した物件を必要とする場合

(原状回復)

第12条 学長が貸付許可を取り消したとき又は貸付許可した期間が満了した場合は、使用者は、自己の負担で、学長の指定する期日までに、貸付けを許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、学長が認める場合は、この限りでない。

2 使用者が原状回復の義務を履行しない場合は、学長は、使用者の負担においてこれを行うことができる。この場合、使用者は、学長に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、その責に帰する事由により、貸付けを許可された物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による貸付けを許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により貸付けを許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、使用者は、本貸付条件書に定める義務を履行しないため損害を与えた場合は、その損害額の相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第14条 貸付許可の取消しが行われた場合においては、使用者は、貸付けを許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第15条 学長は、貸付けを許可した物件について随時に実地調査し、又は使用者に対し所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(免責事項)

第16条 使用者が施設使用中における事故等の発生により損害を受けた場合において、当該事故等の発生について、本学に故意又は重大な過失がない限り、使用者は学長にその損害賠償を申し立てることができない。

(疑義の決定)

第17条 本貸付条件に関し疑義のあるとき、その他貸付けを許可した物件の使用について疑義を生じたときは、学長の決定するところによるものとする。